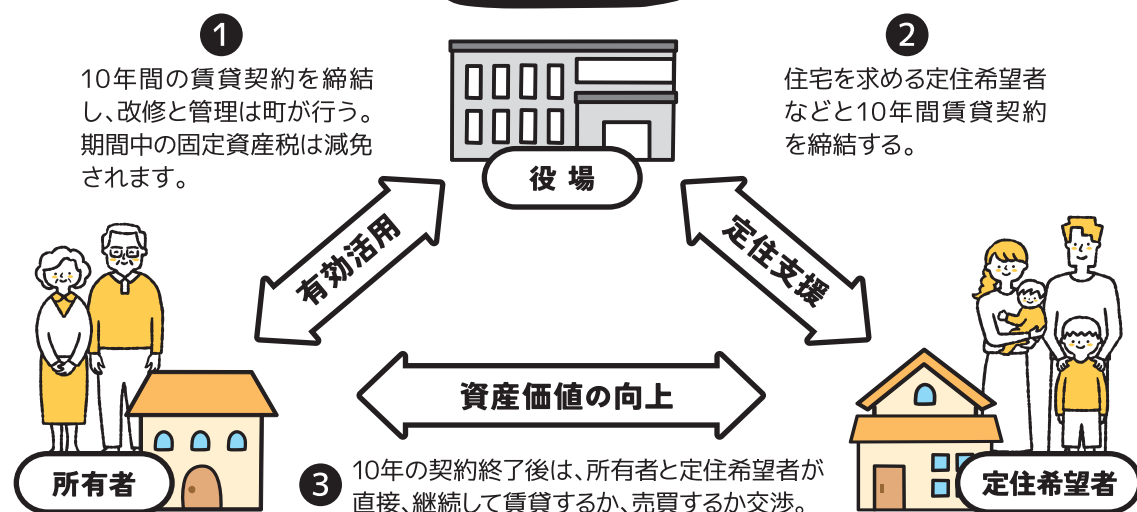


中間管理住宅

移住定住促進住宅整備事業の 空き家を募集します！

個人が所有する空き家を町が10年間の賃貸契約で借受けし、町がリフォーム改修工事を行ったあと、新たに定住希望者(子育て世帯)などに対し、貸し付けをする住宅です。空き家の賃貸期間は町が借受ける建物相当分の固定資産税が減免され、期間が満了すると所有者に住宅をお返しします。

中間管理住宅とは？



改修希望
住宅決定
の流れ

1

改修希望
住宅の
申込み

2

選考委員会に
よる対象住宅
の決定
(7月上旬)

3

改修工事の
発注

!

対象となる
空き家は
選考委員会
で決定します。

事業の
効果

- ①定住希望者に本住宅を賃貸することで人口・世帯の確保
- ②空き家の解消による景観向上と資産価値の向上
- ③若い世帯が転居してくることにより自治会活動の活性化と役員の担い手確保
- ④所有者が高齢となり管理が大変となることの軽減 など

募集締切り

2025.6.30月

R7公募棟数

1棟

入居を想定される方や禁止事項

入居者
の資格

- ・沼田町に定住を希望する方
- ・夫婦のいずれかが40歳未満である世帯等
- ・中学生までの子を扶養している世帯等

入居中の
禁止事項

- ・ペットを飼うこと
- ・イベントなどの興行を行うこと
- ・政治活動や宗教の普及などを行うこと
- ・近隣住民に迷惑を及ぼすこと